

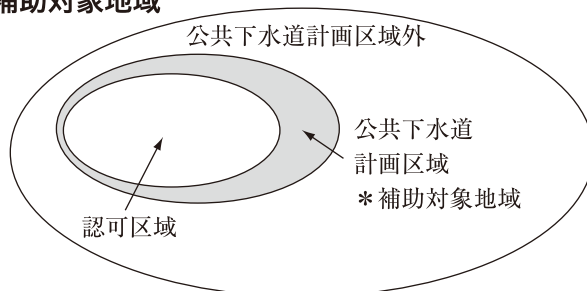
環境保全対策のため設置費の一部を補助します

①浄化槽

生活排水による水質汚濁を防止するため、専用住宅（主として居住を目的とした住宅）および行政区の集会所に浄化槽を設置する場合に、補助金を交付します。

本年度から、公共下水道計画区域外の地域は皆野・長瀬上下水道組合が整備を実施するため、補助金交付の対象となるのは公共下水道計画区域内で、認可区域外の地域のみとなります。

補助対象地域



補助額

	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
普通・高度処理型 (NおよびP)	332,000円	414,000円	548,000円
高度処理型 (BOD)	489,000円	654,000円	903,000円
合併浄化槽の 入れ替え	120,000円		

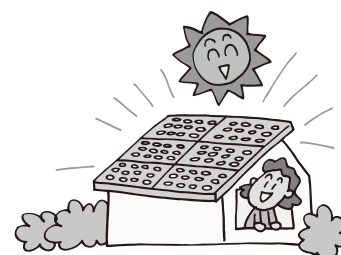
※既存単独処理浄化槽や汲み取り方式から転換する場合は、処分費として6万円、配管費として10万円を限度として加算します。

②太陽光発電設備・太陽熱温水器

地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーを有効に活用し、環境に対する負荷の軽減を図るため、支援するものです。

補助額

- 住宅用太陽光発電設備
 - 公称最大出力2Kw以上4Kw未満 1件 5万円
 - 公称最大出力4Kw以上 1件 10万円
- 太陽熱温水器 1件 3万円



③生ごみ処理機器

生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機器の購入費の一部を補助します。

補助額

- コンポスト式（2基まで）
購入費の3分の2で、上限1万円
- 電気式（1基まで）
購入費の3分の2で、上限2万円



◎申請など

補助金を受けるには、いずれの補助金も所定の様式による事前申請のほか、町税の滞納がないことなど一定の要件があります。